

# 軽自動車税の減免対象となる障害の区分および等級表

## ① 身体障害者手帳

障害区分		障害の等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		○	○	○	○	○	
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○		○	
音声機能障害（注1）				○			
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能（注2）	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○			
じん臓機能障害		○		○			
呼吸器機能障害		○		○			
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
小腸機能障害		○		○			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
肝臓機能障害		○	○	○			

（注1）：頸部に気管孔を設け呼吸しなければならないものに限る。（喉頭摘出等）

（注2）：一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。

## ② 戦傷病者手帳

身体障害者手帳と同程度の障害が対象となります。

詳しくは宝達志水町税務課（0767-29-8150）にお問い合わせください。

## ③ 療育手帳 A

## ④ 精神障害者保健福祉手帳 1級